

## 回答書

件名:Jヴィレッジ全天候型サッカー練習場新営工事(実施設計・施工一括発注)公募型プロポーザル

No	資料名及びページ数	質問事項	回答
1	募集要項 P4	(5)再委託 「この再委託先は、前記(2)のアからウの参加要領を満たすこととします」とありますが、Jヴィレッジ復興・再整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル募集要項 9ページ14その他(1)①には「ただし、当該実施設計業務、建設工事の受託者と発注者が契約後、協力会社として、業務に携わることを妨げないものとします」との記載が有ります。その為、基本設計受託者が当該実施設計業務、建設工事の受託者と発注者が契約後、協力会社として業務に携わる事が可能でしょうか。	受注者と発注者が本工事の契約後に、受注者が募集要項5-(2)-ウの対象者に再委託(設計管理技術者、設計主任技術者を除く。)することは妨げません。
2	募集要項 P4	5(4)(ア)④について:参加表明時に、設計管理者技術者及び設計主任技術者の資格資料の提出と解釈してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加表明時に、設計管理技術者及び設計主任技術者の資格資料の提出は不要です。</li> <li>募集要項5参加資格のうち、(2)エ、(4)(ア)④、(4)(イ)③に関する資格資料は、技術提案と関連する項目であるため、技術提案書提出時に併せて提出してください。</li> </ul>
3	募集要項 P4	5(4)(イ)③について:参加表明時に、現場代理人及び監理技術者と施工主任担当者の資格資料の提出と解釈してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加表明時に、現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者の資格資料の提出は不要です。</li> <li>募集要項5参加資格のうち、(2)エ、(4)(ア)④、(4)(イ)③に関する資格資料は、技術提案と関連する項目であるため、技術提案書提出時に併せて提出してください。</li> </ul>
4	募集要項4P 審査基準4P	施工業務に係る参加要件として、「類型第三号に該当し、延床面積7,500㎡以上の施工業務」とありますが、審査基準では「延床面積10,000㎡以上の運動施設又は50m以上の大スパン構造の建築物における施工実績」と基準が異なっております。理由をお聞かせください。	参加要件では、より多くの者の参加が可能となるよう、面積を延床面積7,500㎡以上と設定しています。一方、審査基準では、提出者の実績を加点評価する項目であるため、面積を今回整備する全天候型サッカー練習場と同規模の延床面積10,000㎡以上としています。
5	募集要項 P8,9,11	提出物のCD-Rですが工事名、タイトル、企業名の表記で宜しいでしょうか。	工事名、タイトル、企業名の表記で結構です。
6	募集要項 10P	昨今、建設業における担い手確保の観点から、休日の積極的な取得に取り組んでおります。今回、技術提案書の提出〆切が5/10(火)午後3時となっておりますが、提案期間には祝祭日が通常より多く、作業日数が限られております。提出期限を延ばして頂くことは可能でしょうか。	完成時期を定めているため、提出期限を延ばすことはできません。
7	審査基準 4P	①実績・体制審査(1)全体-ア-d「企業又は統括代理人が～」とありますが、文末が「現場代理人若しくは監理技術者としての実績を有しているか。」と、会社実績ではなく人の実績のみとなっております。実績は企業又は統括代理人のどちらも認められるのでしょうか。ここでいう「企業」とは何を意味しているのかお聞かせください。また、実績は公共工事・民間工事どちらでもよろしいでしょうか。お聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業、統括代理人のどちらの実績も評価の対象として認めます。</li> <li>企業の場合は、平成23年度以降に福島県相双建設事務所及びいわき建設事務所管内で建築物における施工実績を対象とします。統括代理人の場合は、平成23年度以降に福島県相双建設事務所及びいわき建設事務所管内で建築物における現場代理人若しくは監理技術者として担当した実績を対象とします。</li> <li>企業とは募集要項5-(1)に示す「提出者」を意味します。</li> <li>実績は、公共工事・民間工事どちらでも構いません。</li> </ul>

No	資料名及びページ数	質問事項	回答
8	審査基準 4P	①実績・体制審査の項目における各種実績(主として施工系の技術者)につきまして、どの程度の期間該当現場にいれば実績として認められるのかという制限が見受けられません。例えば3ヶ月以上、1年以上などの制限はございますでしょうか。該当する技術者を配置できるかどうかで、参加表明の可否にもかかわりますので、今回の質疑にて回答をお願いします。	①実績・体制審査の項目における各種実績について、どの程度の期間該当現場にいたかという制限はありません。
9	審査基準 4P 様式8-2	①実績・体制審査の項目における各種実績につきまして、審査基準には実績として認められる期間が明記されておりません。一方、様式集を見ると、各項目において「平成18年度以降」と期間が限定されております。①実績・体制審査の項目と、様式集のどちらを正とすればよろしいでしょうか。	様式集を正とします。
10	審査基準 4P 様式8-2	①実績・体制審査の項目における各種実績につきましては、企業の業務実績と、配置技術者の業務実績は別の施設でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
11	実施設計・施工仮契約書 (案)	特約条項第13条の「施工担当者」は全ての施工担当者が対象でしょうか。対象の範囲をお示ください。	特約条項第13条の「施工担当者」は、「施工主任担当者」へ修正します。なお、対象の範囲は、建築施工主任担当者、電気設備施工主任担当者、機械設備施工主任担当者です。